

村上市自立支援教育訓練給付金支給制度

自立支援教育訓練給付金とは？

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に有利な資格の習得するため、国の指定する講座等を受講することに伴い、必要となる費用の一部を予算の範囲内において支給する給付金です。

1 対象者

村上市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で、現に20歳に満たない者を扶養しているもの）で、次の事項のすべてに該当する人です。

- ① 児童扶養手当又は村上市ひとり親家庭等の医療費の助成の受給者又は児童扶養手当等を受給できる場合と同程度の所得を有する人
- ② 講座等を受講する初日において雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない人
- ③ 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること
- ④ 申請者の就業経験、技能、資格等又は労働市場の状況等から講座を受講することが適職に就くために必要と認められる人

2 対象講座

給付金の支給の対象となる講座は、次に掲げる講座です。

- ① 雇用保険法による教育訓練給付の指定教育訓練講座である講座
- ② 就職に結びつく可能性が高い講座として厚生労働大臣が別に定める講座
- ③ ①、②に掲げる講座のほか、地域の実情に応じ、これらの講座に準ずると市長が認める講座

3 給付金の額

(1) 一般教育訓練又は特定教育訓練を受講される方は、入学金及び授業料の費用の額に100分の60を乗じて得た額です。ただし200,000円を上限として、1万2,000円を超えない場合は支給しません。

(2) 専門実践教育訓練を受講される方は、入学金及び授業料の費用の額に100分の60を乗じて得た額です。ただし2,000,000円を上限として、1万2,000円を超えない場合は支給しません。

4 給付金の支給回数

給付金の支給は、1人の支給対象者につき1回限り。

5 講座の指定申請

給付金の支給を受けようとする人は、受講しようとする講座を受講する初日の1月前までに申請し、指定を受ける必要があります。

申請に必要な書類等

◎ 児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成事業の受給者

- 自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書
- 受講しようとする講座に関する資料
- 児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費助成事業受給者証
- 個人番号と本人確認ができる書類の提示

◎ 児童扶養手当等の受給者以外の人

- 自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書
- 受講しようとする講座に関する資料
- 申請者及びその扶養する者に係る世帯全員の住民票の写し
- 申請者及びその扶養する者に係る戸籍の全部事項証明書
- 申請者の前年分（申請の日が1月1日から7月31日までの間にあるときは、前々年分）の所得証明書
- 個人番号と本人確認ができる書類の提示

6 給付金の支給申請等

対象講座の指定を受けた人は、当該対象講座を修了したときは、修了の日の翌日から起算して1月以内に受講の実績を報告し、給付金の支給を申請しなければなりません。

申請に必要な書類等

- 自立支援教育訓練給付金事業対象講座実績報告書兼給付金支給申請書
児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費助成事業受給者証
 - 児童扶養手当等の受給者以外の方は、住民票の写し、戸籍の全部事項証明書、所得証明書
* 所得証明書は、申請時と同一の年分であるときは、添付する必要はありません。
 - 対象講座を修了したことを証する書類
 - 対象講座について支払った費用の受領証
 - 個人番号と本人確認ができる書類の提示
- 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は、受講の途中でやめた場合はその旨を連絡してください。
- 偽りその他不正な手段により給付金の支給を受け、又は支給を受けようとした場合や、対象講座の指定の日から対象講座の修了の日までの間に対象者でなくなった場合は、対象講座の指定又は給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、すでに支給した給付金を返還していただきます。

～ お問い合わせ先 ～			
村上市役所本庁	こども課	子育て福祉室	53-2111 (内線2551)
荒川支所	地域振興課	地域福祉室	62-3104
神林支所	地域振興課	地域福祉室	66-6113
朝日支所	地域振興課	地域福祉室	72-6887
山北支所	地域振興課	地域福祉室	77-3113